改修工事　特記仕様書

Ⅰ　工　事　概　要

１．工事名称　　椿市小学校防水改修工事

２．工事場所　　行橋市長尾530番地

３．工事概要は別紙（仕上表）による。

４．別途工事

５．その他

Ⅱ　建築工事仕様

１．標　準　仕　様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項はすべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成25年版）」（以下「改修標仕」）及び「建築改修工事監理指針（平成25年版）」による。

ただし、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成25年度版）」及び「建築工事監理指針（平成25年版）」による。

２．特　記　仕　様

１）項目は番号に○印のついたものを適用する。

２）特記事項は　○印のついたものを適用する。

○　印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。

○　印と　◎印のついた場合は、共に適用する。

３）特記事項に記載の（　　）内表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書の当該項目、当該図、または当該表を示す。

４）特記事項に記載の「　　」内表示番号は、公共建築工事標準仕様書の当該項目、当該図、または当該表を示す。

５）形状寸法の単位は特記なきかぎり、ミリメートルとする。

章	項目	特　記　事　項

① 一般共通事項

① 適用基準等

◎ 建築工事標準詳細図　　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成22年版）
・ 建築構造設計基準及び同解説　国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕課監修（平成22年版）
・ 鉄筋コンクリート構造配筋要領　建築大臣官房官庁営繕部監修（平成11年版）
・ 木造建築工事標準仕様書　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成22年版）
◎ 建築改修設計基準及び同解説　建築大臣官房官庁営繕部監修（平成11年版）

② 適用範囲等

すべての設計図書は相互に補完するものとする。（１．１．１）
ただし、設計図書間に相違がある場合、設計図書の優先順位は、次の（１）から（５）の順番のとおりとする。
（１）質問回答書（（２）から（５）に対するもの）
（２）現場説明書
（３）特記仕様書
（４）図面
（５）公共建築工事標準仕様書（以下「標仕」という。）

3.　工事実績情報の登録

請負者は、工事請負額が５００万円以上の工事について、受注時は契約後１０日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から１０日以内に、完成時は完成後１０日以内に、工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき、「建設情報実績」を作成し、建築都市総務課契約係の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに提出しなければならない。
また、（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを建築都市総務課契約係に提出しなければならない。

問い合わせ先　〒812-0016　福岡市博多区博多駅南1-3-11博多駅南ビル8階
（財）日本建設情報総合センター九州地方センター
TEL　092-411-3473　　FAX　092-411-3486（１．１．４）

4.　電気保安技術者　　・適用する　　・適用しない　（１．３．３）（１．３．５）

⑤ 施工条件

施工順序	※制約なし	◎ 制約あり（ 学校行事等　　）
工事用車両の駐車場所	※敷地内	・（ 施工者にて確保　　）
資機材置場	※敷地内	・（ 施工者にて確保　　）
その他	（　　）	

⑥ 施工中の安全確保

建築基準法、労働安全衛生法その他関係法令等に定めるところによるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱に従うとともに、「建設工事安全施工技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。　（１．３．７）

⑦ 発生材の処理

建　設　副　産　物　の　処　理　に　つ　い　て

資源の有効利用、環境負荷の低減等を図り、「資源循環型社会」を構築するため、建設副産物の発生抑制、再利用、適正処理を推進する。
現場内で発生する建設副産物の処理については、現場内において発生する品目ごとに分別し指定された場所へ集積すること。
また、施工区分表に積み込み・運搬・処分までの指示がある工事については、現場内に分別保管場所を設置するとともに、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設廃棄物処理方針その他関係諸法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、指定された方法により適正に処理を行うこと。
「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成１２年５月３１日法律第１０４号）」に規定されている事項について、建築工事における対応については、「建築工事における建設副産物管理マニュアル（平成１８年６月１２日付国営環第４号）」による。
工事に際しては、工事着手時に建設副産物処理計画書、再生資源利用計画書等を、工事竣工時に建設副産物の処理結果報告書、再生資源利用実施書等を提出すること。

指定副産物（原則として再資源化施設へ持ち込むもの）
◎ がれき類（コンクリート塊）（アスファルト塊）・ 木くず
・ 建設発生土　　・ 汚泥
指定副産物の工事現場からの搬出、再生資材等の利用等については、「リサイクル原則化ルール（平成１８年６月１２日策定）」により実施する。
建設汚泥については、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（平成１８年６月１２日事務次官通知）」に従い、建設汚泥の再生利用を推進する。

その他の副産物
・廃プラスチック　・ガラス、陶磁器くず　・廃石こうボード
・金属くず　・繊維くず　◎ 混合廃棄物

特別管理産業廃棄物
・廃石綿等
「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（環境省大気保全局）」及び、「石綿障害予防規則（平成17年7月1日施行）」に従い、収集・運搬・処分を行う。

・廃ＰＣＢ等
「電気事業法：電気関係報告規則」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に従い、報告書の作成・届出を行うとともに、適正に保管できるようにして施設管理者に引き渡すこと。

※参考受入場所は現場説明書による　（１．３．８）

8.　施工中の環境保全等

建築基準法、建設リサイクル法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法、土壌汚染対策法、資源有効利用促進法その他関係法令等に定めるところによるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、防塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう周辺環境の保全に努める。
（１．３．１１）

① 一般共通事項

⑨ 建築材料等

排　出　ガ　ス　対　策　型　建　設　機　械
「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき、指定された建設機器を使用すること。
（対象機種：バックホウ、ブルドーザ、トラクターショベル（車輪式）、空気圧縮機（可動式）、油圧ユニット（油圧ハンマ・アースオーガ油圧式鋼管圧入引抜機・油圧式杭圧入引抜機・アースオーガ・オールケーシング掘削機・リバーサーキュレーションドリル・アースドリル・地下連続壁施工機・全回転型オールケーシング掘削機の基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの）、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ、ホイールクレーン、発電発動機（可動式（溶接兼用機を含む））但し、以上はディーゼルエンジン（エンジン出力7.5Kw以上260以下）を搭載したものに限る。

本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。
ただし、同等のものとする場合は、監督員の承諾を受ける。
福岡県認定リサイクル製品の使用については、「福岡県認定リサイクル製品（建設資材）建築都市部材用の手引き」によることとし、使用製品名及び使用部位については、現場説明書によること。　（１．４．１）

環　境　へ　の　配　慮　に　つ　い　て
・「国による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」により、環境負荷の低減できる材料を選定すること。
・使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。
・工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。

10.　特別な材料の工法　　「改修標仕」に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定方法による。

11.　施工数量調査（外壁改修工事は項目毎）

調査項目	調査範囲	調査方法	報告書・数量書
			※２部
			※２部
			※２部
			※２部

※既存部分の破壊を行った場合の補修方法は図面図示による。　（１．５．２）（１．５．３）

⑫ 技能士　　（１．６．２）

適用工事

工事種別	技能検定職種	備考
・ 鉄筋工事	鉄筋施工	
・ コンクリート工事	型枠施工	
・ 木工事	建築大工	
◎ 左官工事	左官	
・ 塗装工事	塗装	
・ 屋根及び樋工事	建築板金	
・ 内装工事	内装仕上げ施工	
・ 内装工事	表装	
・ 金属工事	内装仕上げ施工（鋼製下地）	
・ 植栽工事	造園	請負額３００万以上

13.　揮発性有機化合物の室内濃度の測定

指示した室のホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告すること。　（１．６．９）
測定する部屋
※現場説明書による　・図面図示による　・監督員の指示による（　　ヵ所）
測定方法
ホルムアルデヒド　　※パッシブ型採取機器
トルエン・キシレン類　　※パッシブ型採取機器

14.　学校施設におけるＶＯＣ等の測定

文部科学省「学校環境衛生の基準」（平成１６年２月１０日改訂）により、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の測定を行う。　（１．６．９）

⑮ 完成図

監督員の指示による。（行構市の提出形式）
竣工図
施工図
工作図

※マイクロフィルム及びデジタル変換データは県仕様とすること。

16.　保全に関する資料

「改修標仕」１．８．３の他、下記について必要事項を記入のうえ監督員に提出する。
建設大臣官房官庁営繕部監修の「管理者のための建築物保全の手引き」（（財）建築保全センター発行）
提出部数　　※２部　・（　　）部　（１．８．３）

17.　設計GL　　※図示による　・現状地盤の平均高さとし、監督員の指示による。

⑱ 原形復旧　　工事中、取合部その他本工事以外の部分に汚損が生じた場合は原形に復する。

19.　設備工事との取合い

※施工区分表による
・ 施工範囲は下記による
※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の型枠及びそれらの補強
※図示した壁、天井の仕上げ材、下地材の切込み及び下地材の補強
※駆動装置が電動による建具類の２次配線及び操作スイッチ
※自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強
・（　　）
施工図　　設備機器の設置、取合いなどの検討のできる施工図を提出して、監督員の承諾を受ける。

20.　総合図での調整

各工事の着工に先立ち、各施工図の基準となる総合図を作成し、監督員の承認を受ける。
総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報などすべて盛り込んだ図面とし、それらの接点の細部調整を行う。
総合図の調整は、建築工事の請負者が行い、設備工事・その他の請負者がそれに協力する。

㉑ 工事写真等　　箇所及び方法については、監督員の指示による。

区分	分類	規格	部数	原版の大きさ	備　考
※着工前	※カラー・モノクロ	※サービス版・	※１部	24×36以上又はﾃﾞｼﾞﾀﾙ画像	監督員の承諾する撮影者（原版提出不要）
※施工中	※カラー・モノクロ	※サービス版・	※１部	24×37以上又はﾃﾞｼﾞﾀﾙ画像	監督員の承諾する撮影者（原版提出不要）
※完成時	※カラー・モノクロ	※キャビネ版 ※サービス版	※２部 ※２部	・100×125以上 ※24×36以上	外観・内部、監督員の指示による。監督員の承諾する専門業者

㉒ 竣工後の調査　　竣工後（※２　・　１　）年以内に当該工事範囲に関する経年変化の状況を調査し、報告すること。

23.　その他

建築基準法に基づき定められる風圧区分等の適用工事
・ 風速　（Vo=　　）
・ 地表面粗度区分　（　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ　）

② 仮設工事

① 足場その他

手　す　り　先　行　足　場　に　つ　い　て
足場を設ける場合は、「「手すり先行工法等に関するガイドライン」について」（厚生労働省　基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の（２）手すり据置方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行うこと。

内部足場　　※脚立、足場板等　・（　　）　（２．２．１）
外部足場　　※A種・B種　・C種　・D種　〔表２．２．１〕
防護シートによる養生　※行う　・行わない
材料、搬去材等の運搬・A種 ※B種　・C種　・D種　〔表２．２．２〕

② 養生

既存部分の養生　※ビニールシート等　・（　　）　（２．３．１）
固定家具の養生　・行わない　・行う（図示）
既存家具の養生　※ビニールシート等　・（　　）

3.　仮設間仕切　　（２．３．２）（表２．３．１）

仮設間仕切等の種別

種別	下地	仕上材（厚さ　mm）	充てん材	塗装
・A種	・軽量鉄骨	・合板（・9.0　・12.0）	厚さ　mm	※　無し
・B種	・木下地	・石こうボード（※9.5・　）		・片面
・C種	単管下地	防湿シート		
仮設壁	※木製壁・鋼製壁	※合板張り程度 ・（　　）程度		※　無し ・片面

④ 監督員事務所　　※設ける　◎ 設けない　（２．４．１）
※構内に新設する。（　　㎡程度）
・既存建物内の一部を使用する。
備品については、監督員の指示による。

⑤ 工事用水　　構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償）※利用できない

⑥ 工事用電力　　構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償）※利用できない

7.　総合仮設計画書　　※要する　・要しない

8.　危険防止

仮囲い等　・設けない　※設ける
設置方法　※ 成形鋼板（Ｈ＝ 2.0m）・ 亜鉛引鉄板（Ｈ＝　　m）・ シート張り
・ロープ張り　・（　　）
ゲート　・ シート（Ｗ=4.5m）・ パネル（Ｗ＝　　m）
・ ハンガー（Ｗ＝　　m）
垂直防護施設　・ メッシュシート 防炎シート　・ 枠付き金網
・ 防音シート　・ アルミ防音パネル　・（　　）
水平防護施設　・ 防護棚（朝顔）　・ ダブルネット
防護施設等取付足場
・ 単管一本足場・ 枠組本足場（Ｗ＝　　m）（　　）
設置範囲　※図示による　・ 監督員の指示による
設置期間　※工事期間中　・ 監督員の指示による

9.　構台
養生構台　・ 設置する（図示による）・ 設置しない
乗入れ構台　・ 設置する（幅員　　m、長さ　　m）　・ 設置しない

⑩ 工事表示板等　　監督員の指示による

⑪ 工事車両の出入口　　工事用車両の出入口では、一般通行人及び一般車両の安全確保に努めること。
交通誘導員　・ 配置する（　　名以上）　◎ 配置しない

③ 防水改修工事

1.　改修方法の種類及び行程　　防水改修方法の種類及び行程については「改修標仕」表３．１．１による。〔表３．１．１〕
シーリング改修工法の種類及び行程については「改修標仕」表３．１．２による。〔表３．１．２〕

2.　アスファルト防水

粘着層付改質アスファルトルーフィングの種別及び厚さ　（３．３．２）
種別　※　非露出複層防水層R種　厚さ　※（　　mm）
・（　　）・（　　mm）
改質アスファルトルーフィングシート
種別　※　露出単層防水用R種　厚さ　※（　　mm）
・（　　）・（　　mm）
押え金物の材質及び形状寸法
※　アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度　・（　　）
屋根保護防水断熱工法の断熱材及び厚さ
※ JIS A 9511　押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温板３種ｂのスキン層付き厚さ　※ ２５　・（　　）
・（　　）
屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材の材質及び厚さ
※ルーフィング類製造所の仕様　・　材質（　　）　厚さ（　　）
絶縁用シートに使用する材料
屋根保護防水工法の場合
※ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上　・（　　）
屋根保護防水断熱工法の場合
※ポリプロピレン、ポリエチレン等を平織りしたフラットヤーンクロス（70g/㎡程度）
保護コンクリート
設計基準強度　※18N/mm2　・（　　N/mm2）
スランプ　※15cm又は18cm　・（　　cm）
防水立上がり部の保護材
・ 乾式保護材 ※ 押出成形セメント板　厚さ（　　mm）・（　　）
・ 防水層保護れんが　※ JIS R 1250（普通れんが）　・（　　）

〔表３．３．３～表３．３．１０〕

施工箇所	改修工法種別	新規防水層種別	防水層の押さえ	備考
	・ P1B	※ B-2　・ B-1		
	・ P1BI　・ T1BI	※ BI-2　・BI-1		
	・ P2AI	※ AI-2　・AI-1		
	・ P2A	※ A-2　・A-1		
	・ M4C	※ C-2　・C-1		
	・ M3D　・ P0D	※ D-2　・D-1		
	・P0DI　・M3DI　・M4DI	※ DI-2　・DI-1		
	・ P1E　・P2E	※ E-2　・ E-1		

立上り部の保護の適用　・ 適用有り　・ 適用無し　（３．３．５）

③ 防水改修工事

3.　改質アスファルトシート防水　　改質アスファルトシートの種類及び厚さ　（３．４．２）
・ AS-1
※　下層用：非露出複層防水用R種／上層用：露出複層防水用R種
・（下層用：　　／上層用　　）
厚さ　（下層用　　mm／上層用　　mm）
・ AS-2、AS-3、AS-5、AS-6
※　露出単層防水用R種
・（　　）
厚さ　（　　mm）
・ AS-4
※　下層用：非露出複層防水用R種粘着層付〔部分接着型〕シート／上層用：露出複層防水用R種
・（下層用：　　／上層用：　　）
厚さ　（下層用　　mm／上層用　　mm）
・ ASI-1
※　下層用：非露出複層防水用R種粘着層付シート（厚さ2mm以上）／上層用：露出単層防水用R種
・（下層用：　　／上層用：　　）
厚さ　（下層用　　mm／上層用　　mm）
・ ASI-2
※　下層用：非露出複層防水用R種粘着層付シート／上層用：露出単層防水用R種粘着層付シート
・（下層用：　　／上層用：　　）
厚さ　（下層用　　mm／上層用　　mm）

露出防水断熱工法に用いる断熱材の材質及び厚さ
材質　※　改質アスファルトシート製造所の仕様　・（　　）
厚さ　（　　mm）

〔表３．４．１～表３．４．３〕

施工箇所	改修工法種別	新規防水層種別	備考
	・ M4AS	・ AS-1　・ AS-2　・ AS-3	
	・ M3AS　・POAS	・ AS-4　・ AS-5　・ AS-6	
	・ M3ASI・ M4ASI・ POASI	・ ASI-1　・ ASI-2	

④ 合成高分子系ルーフィングシート防水

ルーフィングシートの種類　・（　　）　（３．５．２）
ルーフィングシートの厚さ
・ S-F1　※ 1.2　・（　　）　◎ S-F2　※ 2.0　・（　　）
・ S-M1　※ 1.5　・（　　）　◎ S-M2　※ 1.5　・（　　）
・ S-M3　※ 1.2　・（　　）

〔表３．５．１〕

施工箇所	改修工法種別	新規防水層種別
	・ POS　・ POSI	・ S-F1　・ S-F2　・ S-M1　・ S-M2　・ S-M3
	・ S4S　・ S4SI	・ SI-F1　・ SI-F2　・ SI-M1　・ SI-M2　・ SI-M3
屋上立上り、側溝	◎ M3S　・ S3S	・ S-F1　◎ S-F2　・ S-F1　・ S-F2
屋上平場	◎ M4S　・ M4SI	・ S-M1　◎ S-M2　・ S-M3 ・ SI-M1　・ SI-M2　・ SI-M3

・ SI工法の場合の断熱材　種類（　　）　厚さ（　　）

⑤ 塗膜防水　　（３．６．３）〔表３．６．１〕

施工箇所	改修工法種別	新規防水層種別	仕上げ塗料塗り
屋根	・ POX	※ X-1	※ カラー　・ シルバー
屋根　立上り他	・ L4X	※ X-2	※ カラー　・ シルバー

脱気装置　※図面図示による　・種類（　　）　・設置数量（　　）

⑥ シーリング　　「改修標仕」表３．７．１による。　〔表３．７．１〕
接着性試験　※ 簡易接着性試験　（３．７．８）
・ 引張接着性試験（部位　　）

7.　とい
といの材種等　・（　　）　（３．８．２））
防露材のホルムアルデヒド放散量　※ F☆☆☆☆のもの　・（　　）
鋼管製といの防露巻きは「改修標仕」表３．８．５による。　（３．８．３）

8. アルミニウム製笠木
部材の種類　・ 250形　・ 300形　・ 350形　・（　　）　（３．９．２）
表面処理　※ Ａ－１種又はＢ－１種　・（　　）
様上避雷導体システム　※ 無　・ 有

9.　施工　　次表のとおりとする。

（１）延べ面積が５００㎡以上の建築物 （２）特殊な用途等に係る建築物で、高度防水技術を要するもの又は監督員が承認する場合	防水施工業者は、建設業法第３条の許可（防水工事業）を受けている者で、（社）福岡県防水工事業協会会員又は、これと同等以上の施工責任が認められる者から選ぶこと。
（３）　（１）、（２）以外の場合	防水施工工事業者は、建設業法第３条の許可（防水工事業）を受けている者から選ぶこと。

⑯ 保証年限　　防水保証年限は、引渡の日から次表のとおりとする。
保証については防水工事業者が、（社）福岡県防水工事業協会会員の場合は、「請負業者」「防水工事業者」「（社）福岡県防水工事協会」の連盟保証とする。

保証年限（年）	防水の種類
10	アスファルト防水（A-1,2、AI-1,2,3、B-1,2,3、BI-1,2,3、D-1,2,3,4、DI-1,2）、改質アスファルト防水（AS-T1,2,3,4、AS-J1,2、ASI-T1、ASI-J1）、合成高分子系ルーフィングシート防水（S-F1,F2:ｼｰﾄ(7)2.0mm及び1.5mm、S-M1,2,3、SI-F1,2、SI-M1,2）、塗膜防水（X-1、Y-1）、塗膜防水（X-2、Y-2）
7	合成高分子系ルーフィングシート防水（S-F1:ｼｰﾄ(7)1.2mm）

11.　その他の防水

施工箇所	種別・工法	保証年限(年)

備考

工事名称	椿市小学校防水改修工事
図面名称	改修工事特記仕様書(1)
尺度	
日付	
図面番号	A-01

福岡県行橋市大野井1001-1　(建)2-9772号
有限会社　龍田建築設計事務所　(事)2-20196号
代表取締役　龍田　光吉
TEL 0930(24)4772　FAX (24)1411

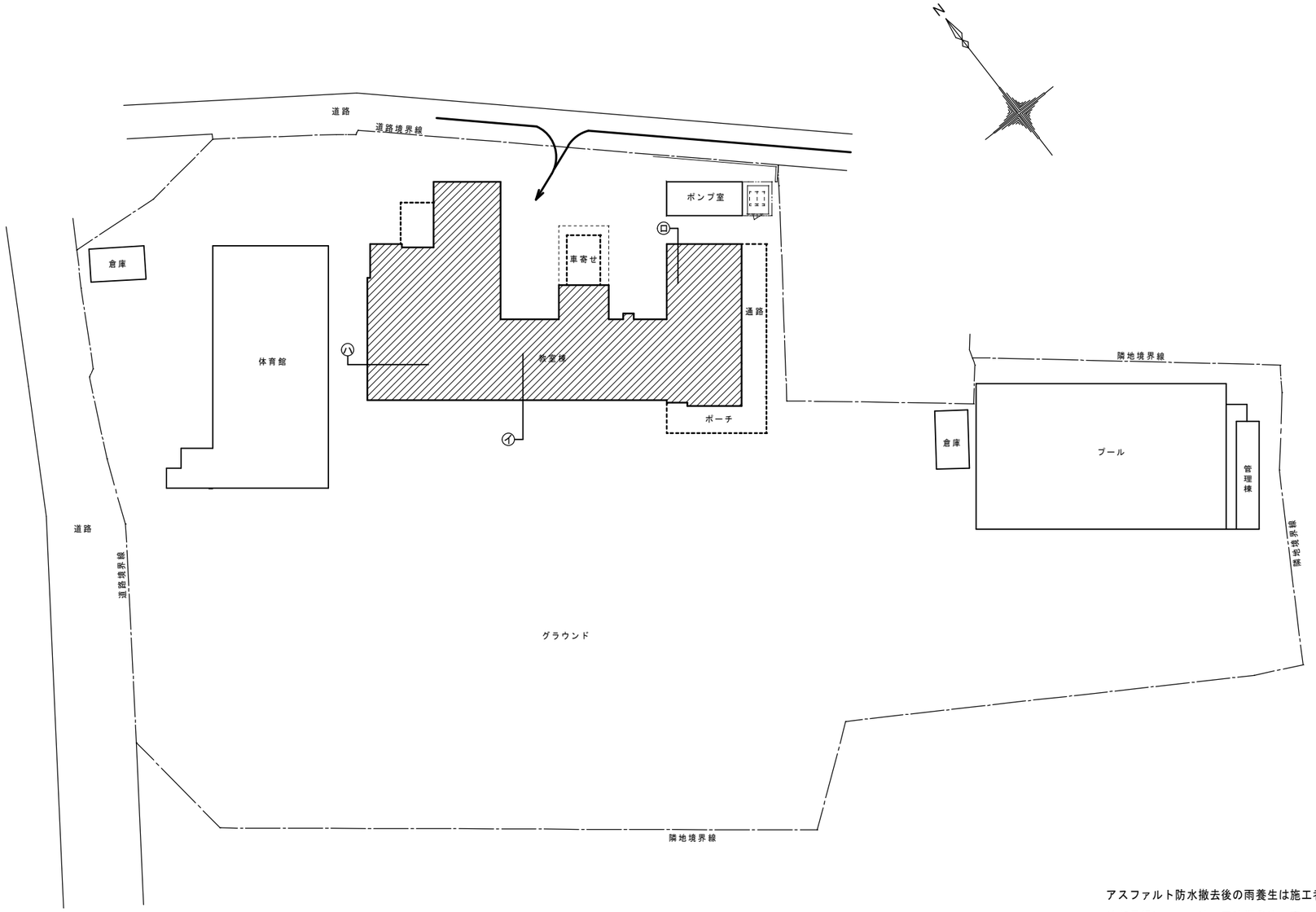

配置図兼仮設計画図　S=1/300

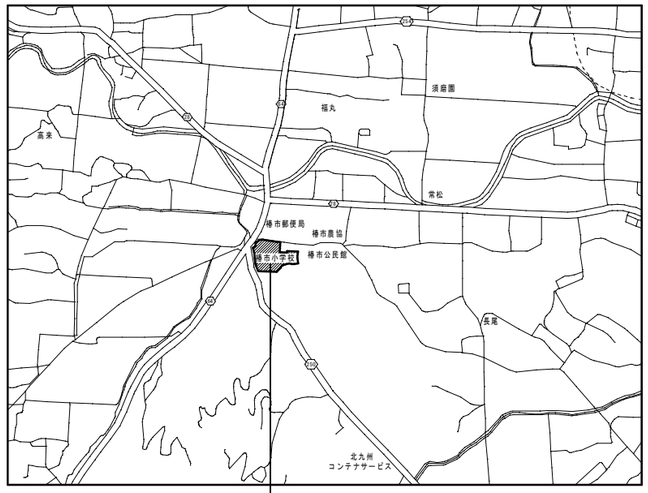

工事場所　行橋市大字長尾530番地

附近見取図

アスファルト防水撤去後の雨養生は施工者の責任において行うこと。
外部足場については、同時期発注工事（外壁改修工事）の足場を利用すること。
上記について、外壁改修工事受注業者と密に調整を行うこと。

備考	福岡県行橋市大野井1001-1 有限会社 龍田建築設計事務所　(建)2-9772号 (事)2-20196号 代表取締役 龍田光吉 TEL 0930(24)4772　FAX (24)1411	担当	工事名	椿市小学校防水改修工事	
			図面名	附近見取図・配置図	SC 1/300
			製図年月日	H.28年 8月	図面No A-02

改修前

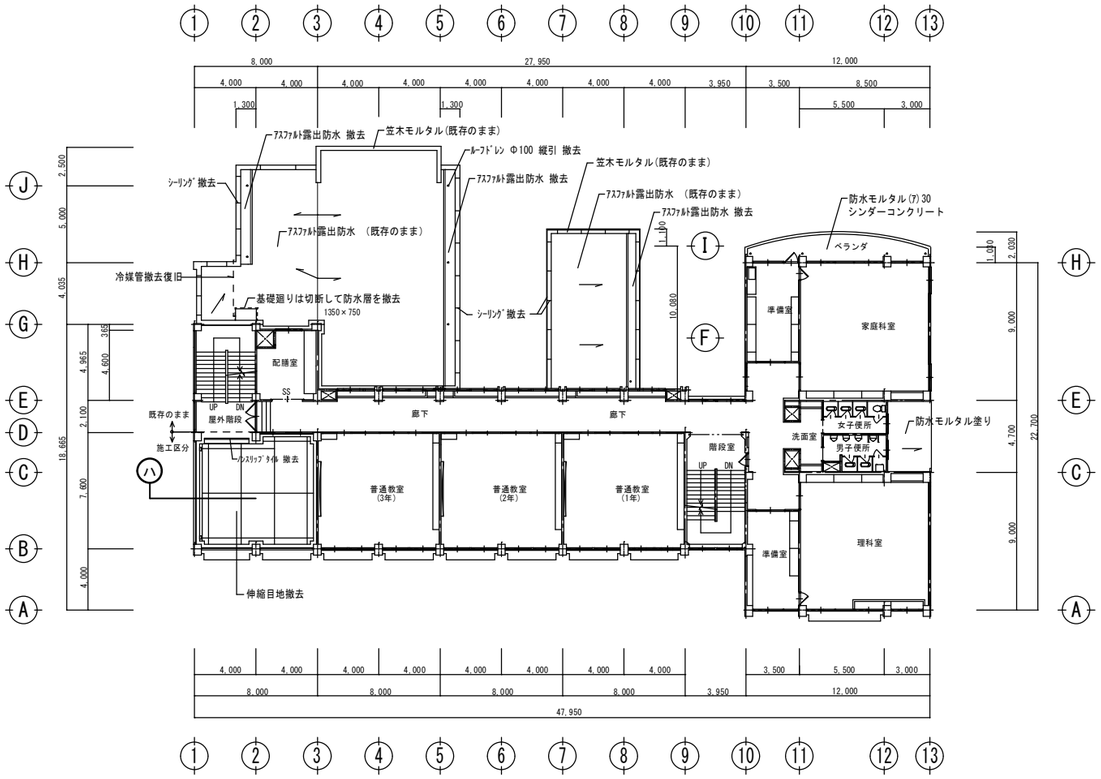

改修前 2階平面図

S=1:200

パラペットのシーリングは全て撤去
鋳鉄製ルーフドレン 縦型 100φ 6ヶ所 撤去

改修後

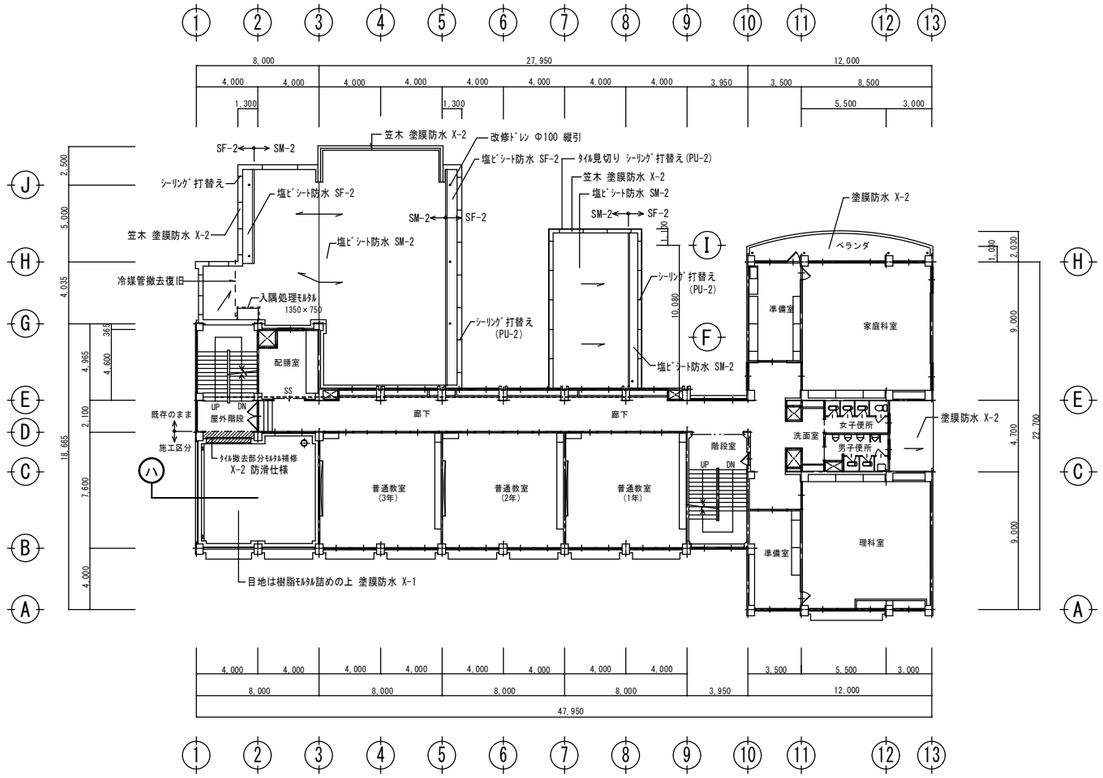

改修後 2階平面図

S=1:200

凡例

◆ 脱気装置 1ヶ所

塗膜防水は X-1・X-2共 ウレタンゴム系とする。
パラペットのシーリング打替えはPU-2とする。
改修ドレン 縦型 100φ 6ヶ所 取替

備考	福岡県行橋市大野井1001-1 有限会社 龍田建築設計事務所 (建)2-9772号 (事)2-20196号 代表取締役 龍田光吉 TEL 0930(24)4772 FAX (24)1411	担当	工事名 椿市小学校防水改修工事 図面名 2階改修前後 平面図 SC 1/200 製図年月日 H.28年 5月 図面No A-03

改修前

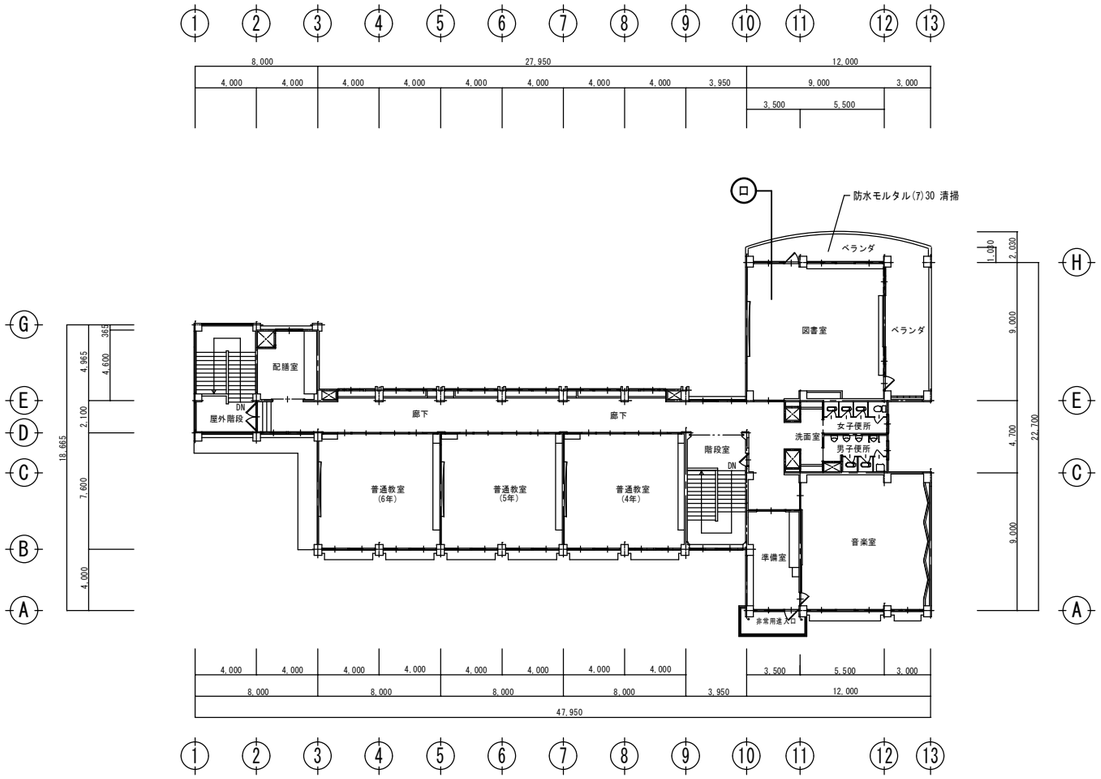

改修前 3階平面図

S=1:200

改修後

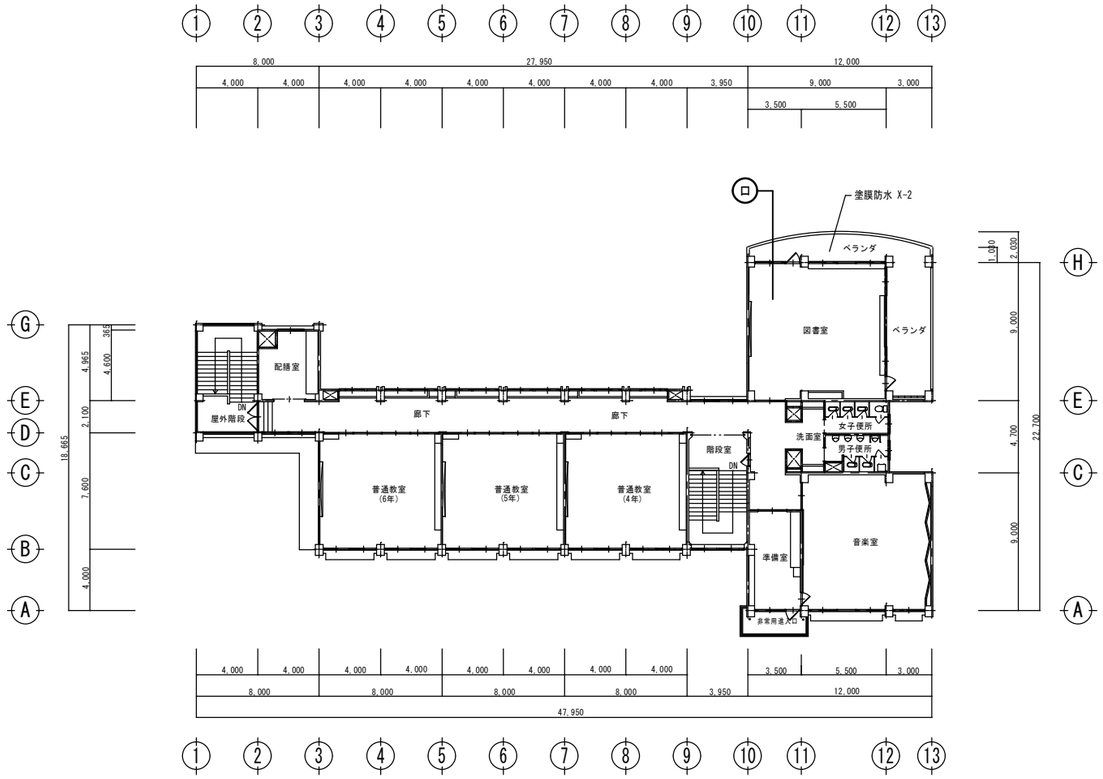

改修後 3階平面図

S=1:200

備考	福岡県行橋市大野井1001-1 有限会社 龍田建築設計事務所 代表取締役 龍田光吉 TEL 0930(24)4772 FAX (24)1411	(建)2-9772号 (事)2-20196号	担当	工事名 椿市小学校防水改修工事	
				図面名 3階改修前後 平面図	SC 1/200
				製図年月日 H.28年 5月	図面No A-04

改修前

① PS立上り 1/30

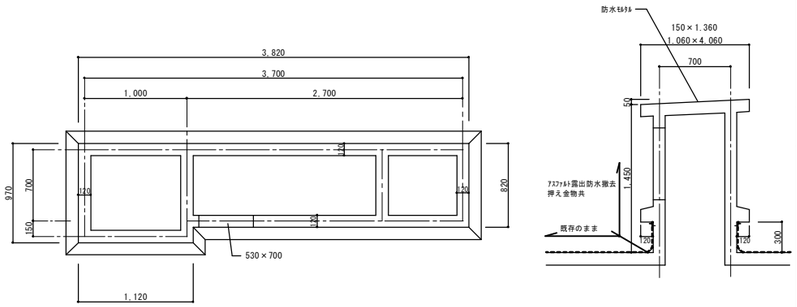

② 高架水槽基礎 1/30

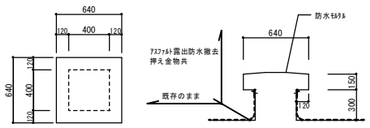

③ 屋上ﾏﾝﾎｰﾙ

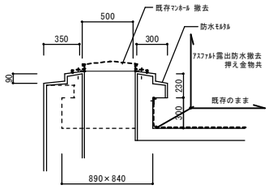

④ PS立上り 1/30

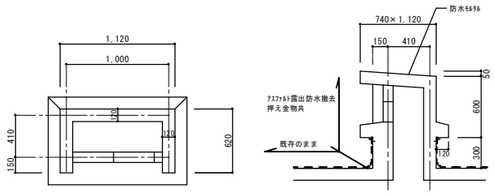

⑤ ｱﾝﾃﾅ基礎 1/30

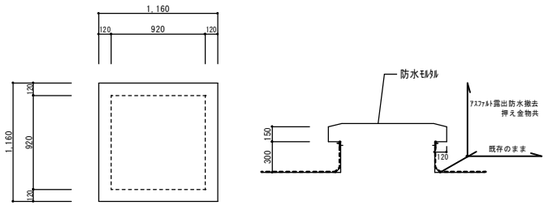

改修後

① PS立上り 1/30

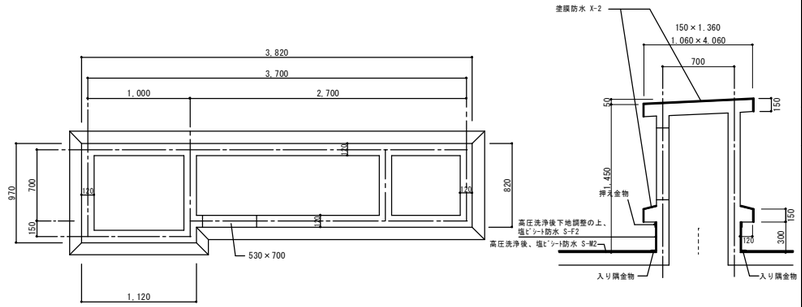

② 高架水槽基礎 1/30

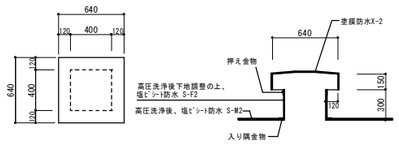

③ 屋上ﾏﾝﾎｰﾙ 1/30

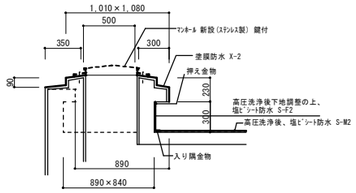

④ PS立上り 1/30

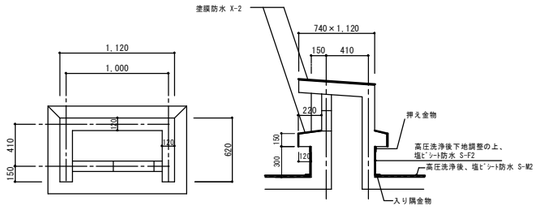

⑤ ｱﾝﾃﾅ基礎 1/30

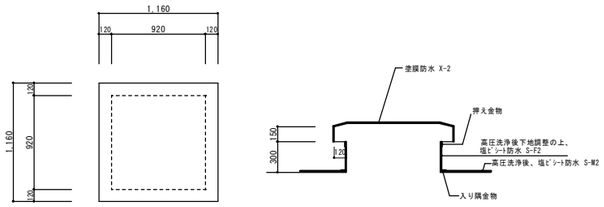

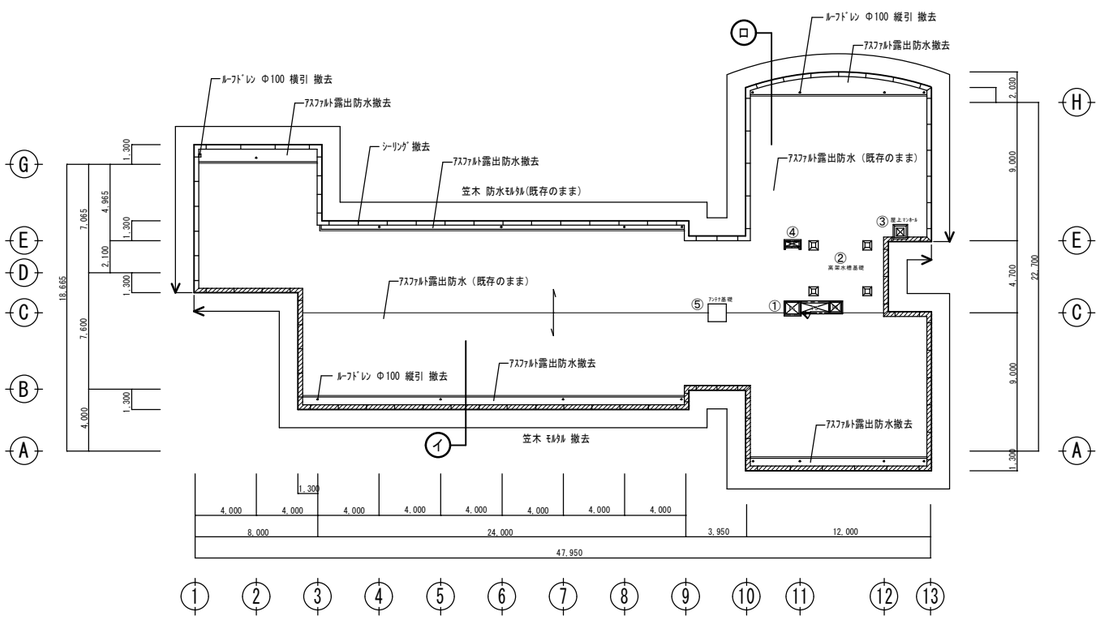

改修前 R階平面図

S=1:200

凡例

笠木 ﾓﾙﾀﾙ 撤去部分

ﾊﾟﾗﾍﾟｯﾄのｼｰﾘﾝｸﾞは全て撤去
鋳鉄製ﾙｰﾌﾄﾞﾚﾝ 縦型 100φ 17ヶ所・横型100Φ 1ヶ所撤去

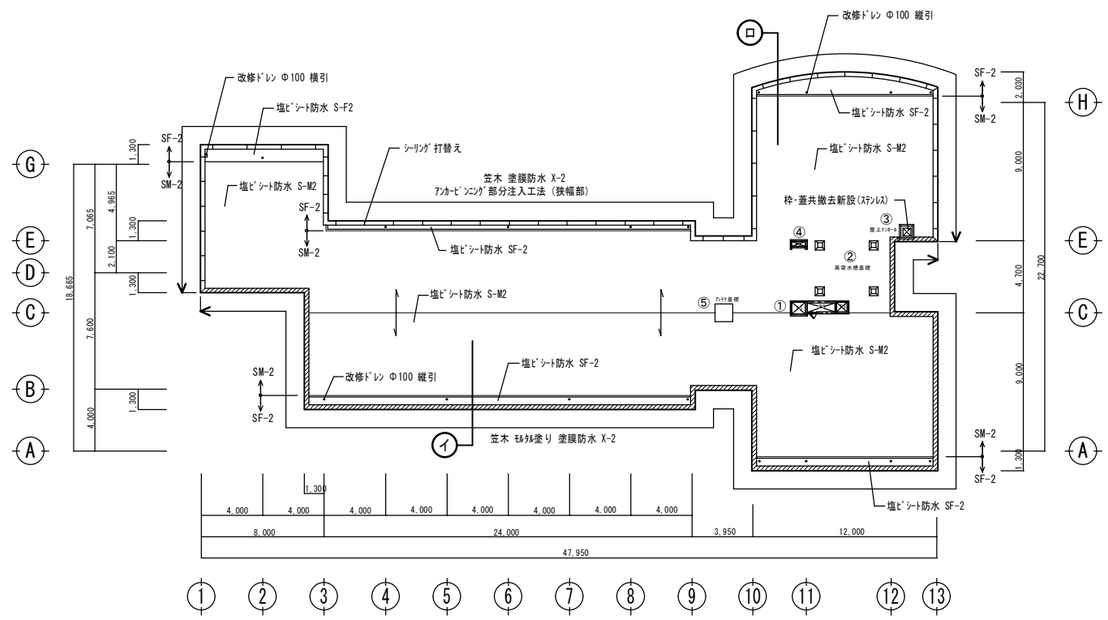

改修後 R階平面図

S=1:200

凡例

笠木 ﾓﾙﾀﾙ下地 塗膜防水 X-2

塗膜防水は X-1・X-2共 ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系とする。
ﾊﾟﾗﾍﾟｯﾄのｼｰﾘﾝｸﾞ打替えはPU-2とする。
改修ﾄﾞﾚﾝ 縦型 100φ 17ヶ所・横型100Φ 1ヶ所取替

備 考

福岡県行橋市大野井1001-1
有限会社 龍田建築設計事務所
代表取締役 龍田光吉
TEL 0930(24)4772 FAX (24)1411
(建)2-9772号
(事)2-20196号

担当

工事名	椿市小学校防水改修工事		
図面名	R階改修前後 平面図	SC 1/200	
製図年月日	H.28年 5月	図面No A-05	

改修前

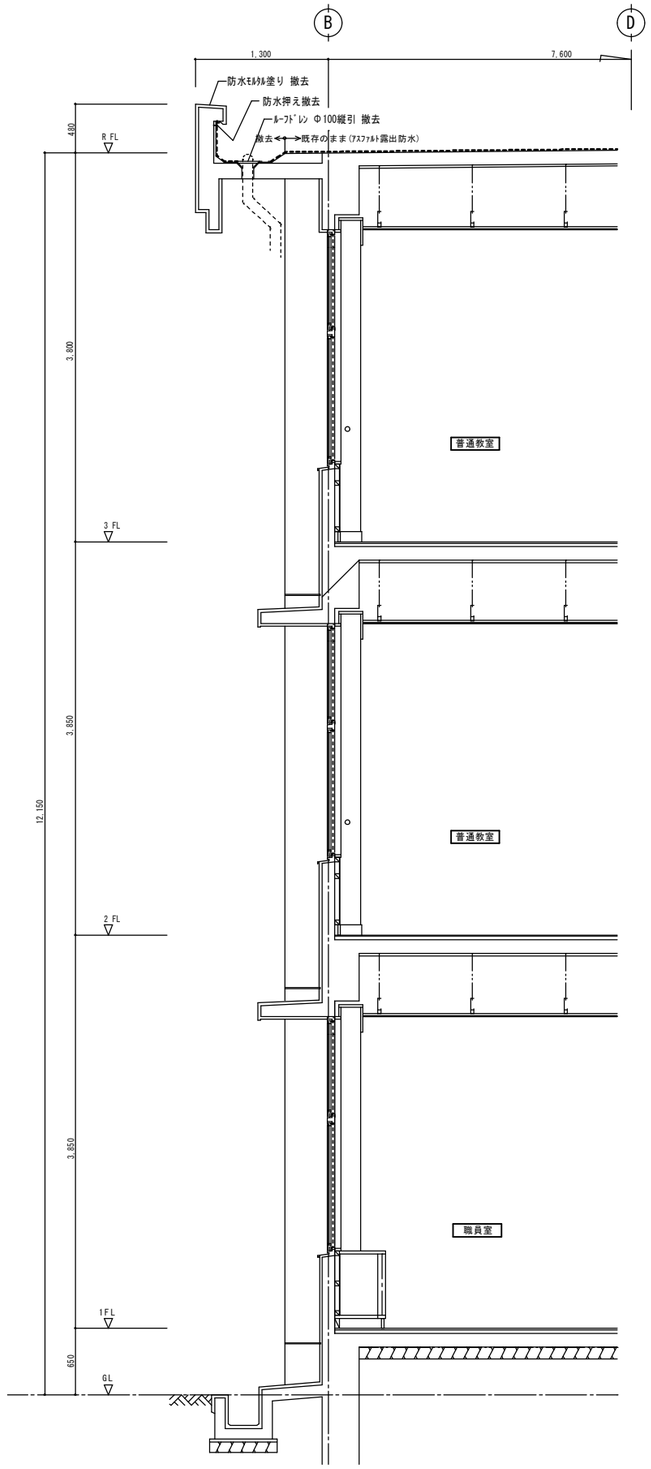

㋑ 改修前 断面図
S=1:30

改修後

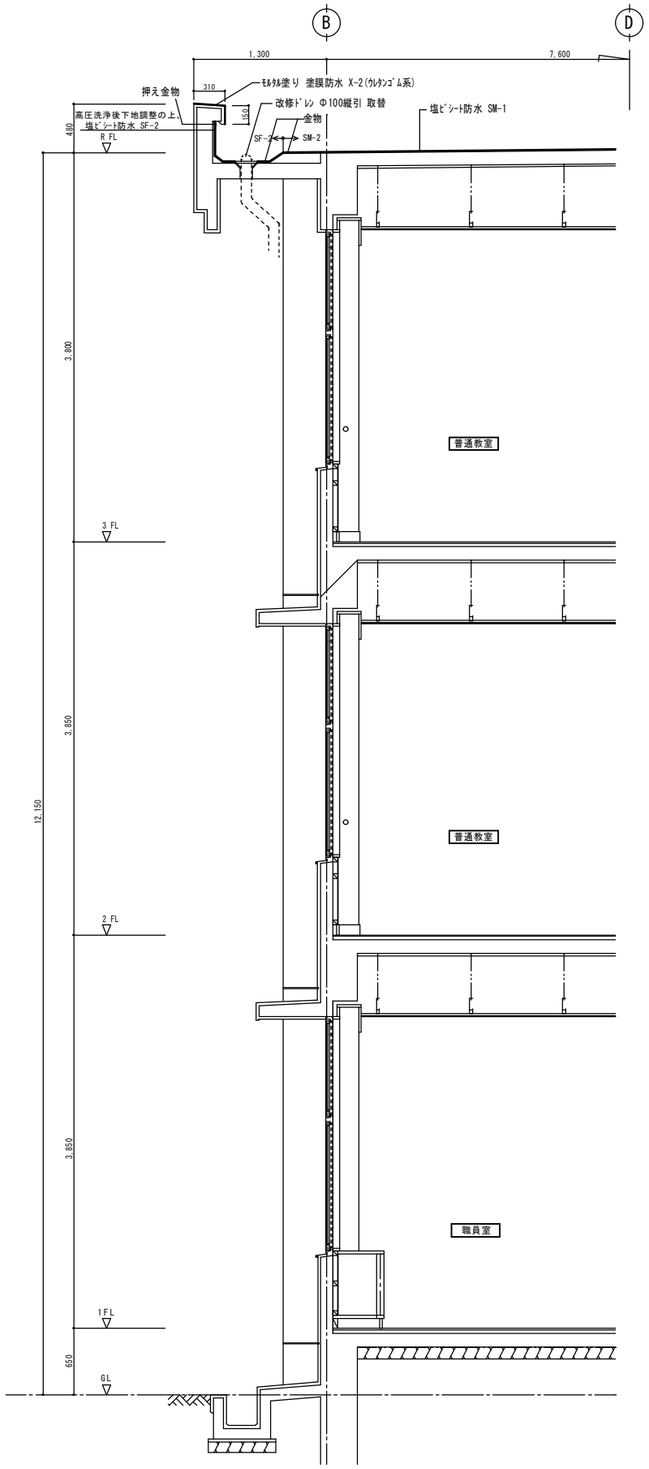

㋑ 改修後 断面図
S=1:30

備 考

福岡県行橋市大野井1001-1
有限会社 龍田建築設計事務所
代表取締役 龍田光吉
TEL 0930(24)4772 FAX (24)1411
(建)2-9772号
(事)2-20196号

担当

工事名	椿市小学校防水改修工事		
図面名	㋑ 改修前後 断面図	SC	1/30
製図年月日	H.28年 5月	図面No	A-06

改修前

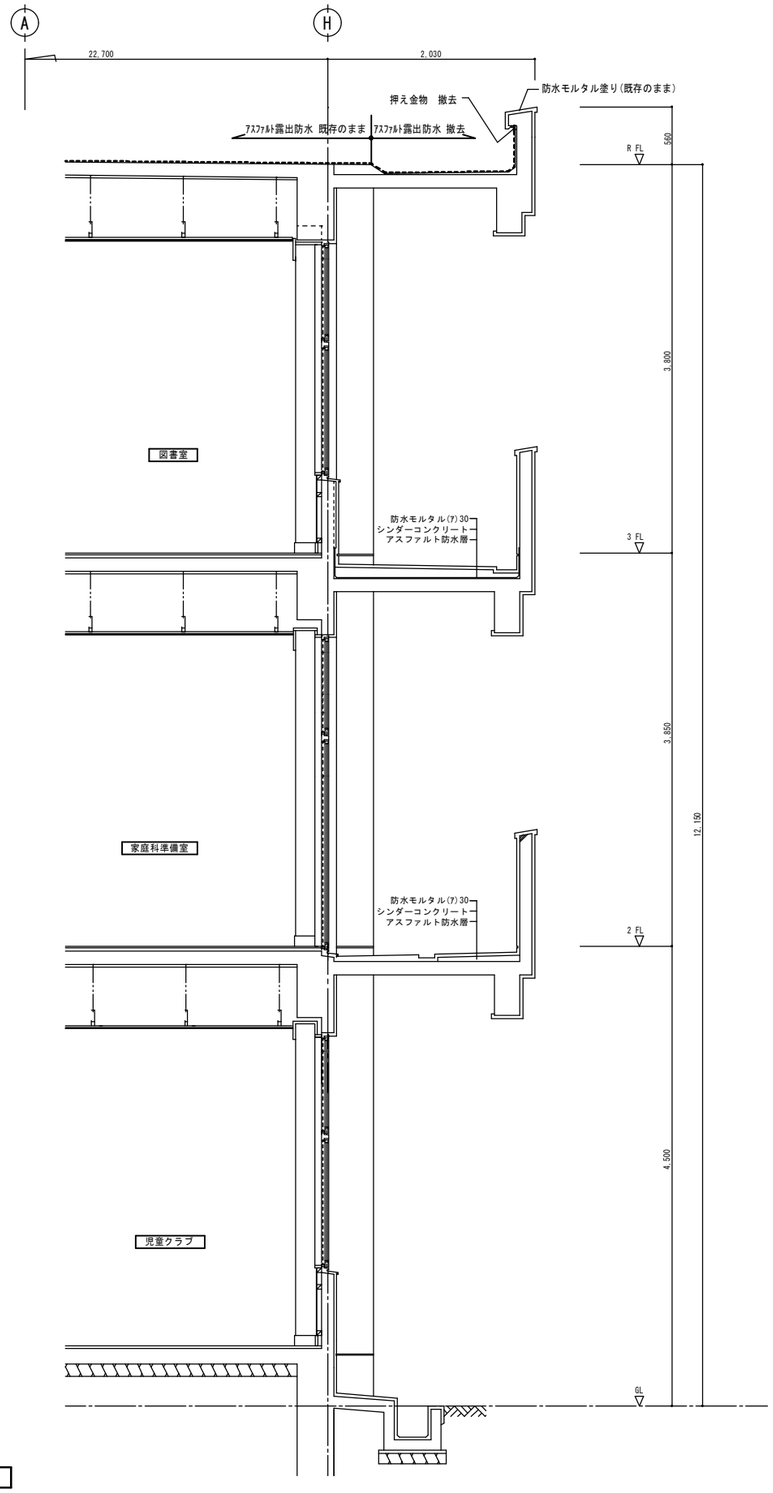

ロ 改修前 断面図
S=1:30

改修後

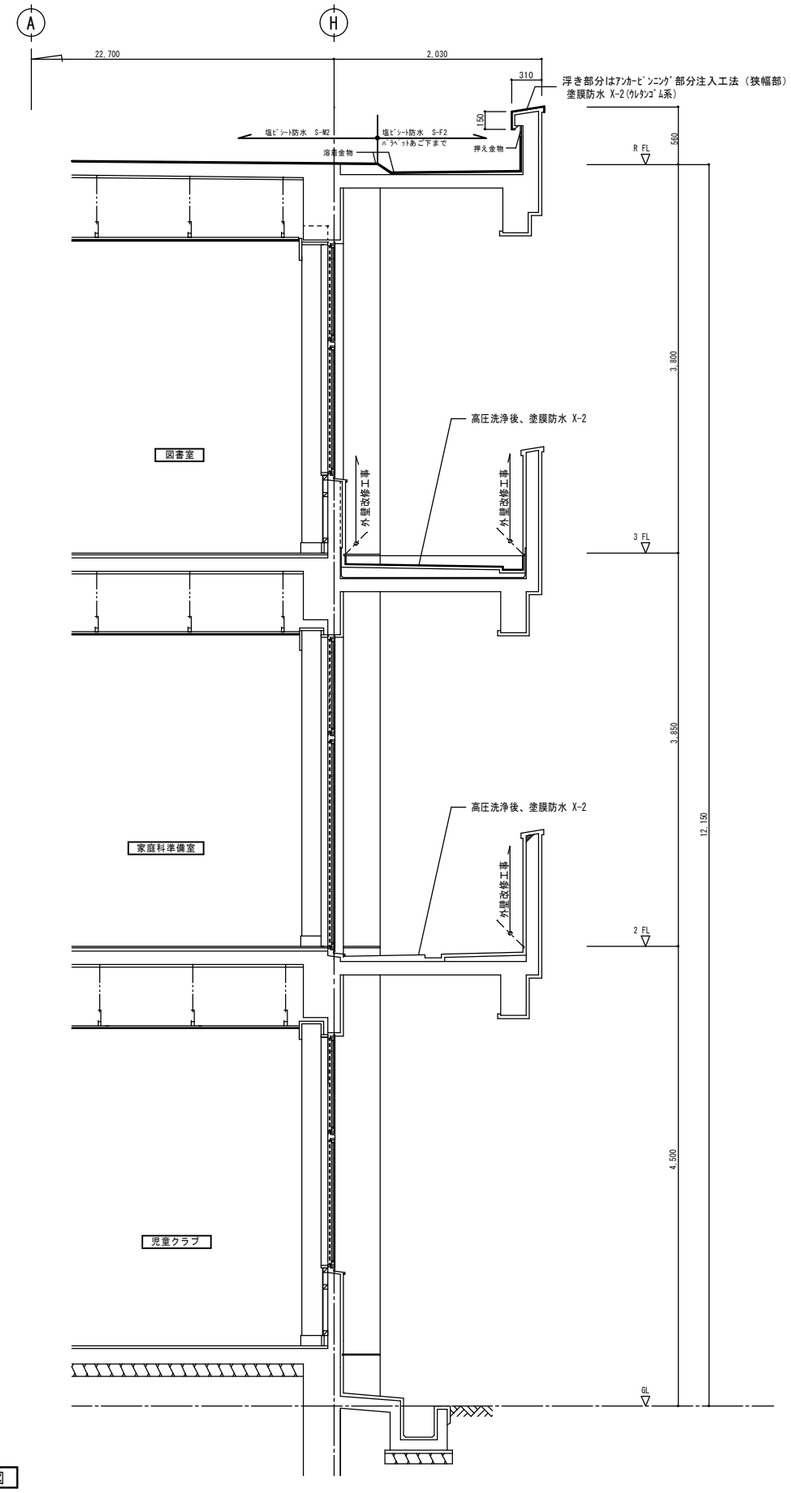

ロ 改修後 断面図
S=1:30

備考	福岡県行橋市大野井1001-1 有限会社 龍田建築設計事務所 代表取締役 龍田光吉 TEL 0930(24)4772 FAX (24)1411	(建)2-9772号 (事)2-20196号	担当	工事名 椿市小学校防水改修工事
				図面名 ロ 改修前後 断面図 SC 1/30
				製図年月日 H.28年 5月 図面No A-07

改修前

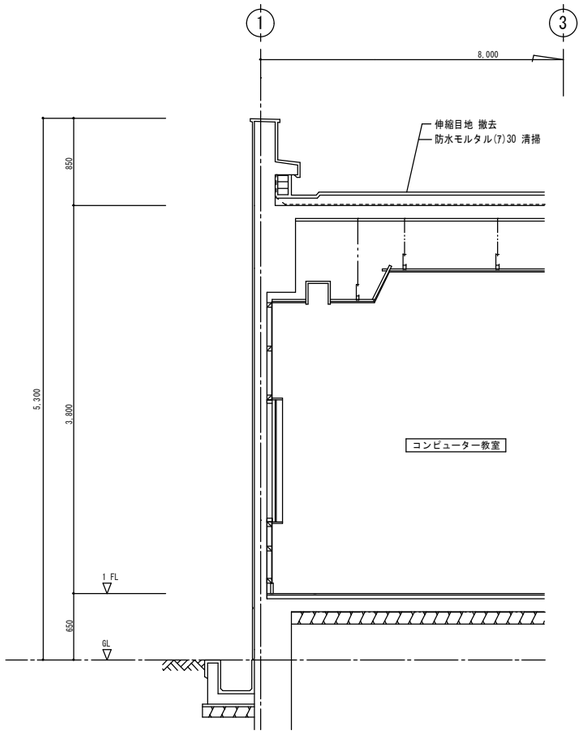

ハ 改修前 断面図
S=1:30

改修後

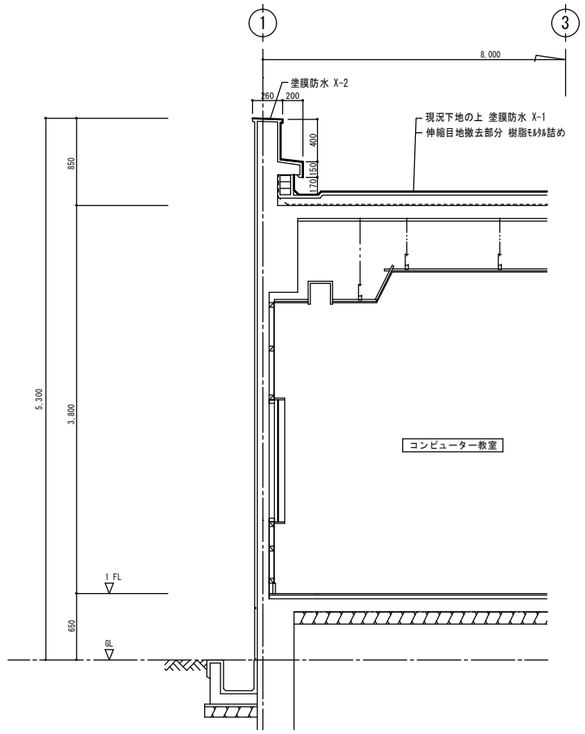

ハ 改修後 断面図
S=1:30

備 考	福岡県行橋市大野井1001-1 有限会社 龍田建築設計事務所 代表取締役 龍田光吉 TEL 0930(24)4772 FAX (24)1411	(建)2-9772号 (事)2-20196号	担当

工事名	椿市小学校防水改修工事	
図面名	ハ 改修前後 断面図	SC 1/30
製図年月日	H.28年 5月	図面No A-08